

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意のうち、憲法八二条違反をいう点は、準起訴手続の審理及び裁判が同条にいう「裁判の対審及び判決」にあたらないことは当裁判所の判例（昭和二三年（つ）第二五号同年一一月八日大法廷決定・刑集二巻一二号一四九八頁、なお昭和三二年（し）第五七号同年一二月二三日第一小法廷決定・裁判集刑事一二二号八〇七頁参照）の趣旨に徴し明らかであるから、前提を欠き、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年九月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	環		昌	一
裁判官	横	井	大	三
裁判官	寺	田	治	郎